

各支庁長 様

住宅都市部長

炭鉱離職者が道営住宅に入居を希望する 場合の取り扱い等について

国の第8次石炭政策の実施に伴い三井石炭鉱業(株)砂川鉱業所(上砂川町)の閉山や三菱石炭鉱業(株)南大夕張鉱業所(夕張市)の縮小等、空知地方の主要炭鉱では、大幅な合理化が相次いでおり、多くの炭鉱従業者が職を失う事態となっています。今後これら離職者が再就職などのため各地に転出することが予想され、就職先とともに住宅の確保が大きな課題とされています。

このような事情を考慮し、道営住宅に入居を希望する炭鉱離職者に対しては優先入居の取り扱いをすることとしたので、下記に留意のうえ対応に万全を期すよう通知します。

また、管下事業主体に対しても優先入居の実施等について特段の配慮をされるよう要請願います。

記

1 優先入居について

- (1) 優先入居の取り扱いは、昭和40年4月7日住発第107号住宅局長通達「特定目的公営住宅の取り扱いについて」により、一般公営住宅の一部を炭鉱離職者向(特定目的)住宅として指定したうえで、北海道公営住宅条例第3条の2及び同施行規則第3条の規定を根拠として行うものであること。
- (2) 炭鉱離職者向住宅としての指定は別紙1により支庁長が行うこととする。

2 入居資格の判定について

- (1) 炭鉱離職者であることの確認は次のいずれかによるものとする。
 - イ 炭鉱離職者求職手帳(黒手帳)(炭鉱離職者臨時措置法第8条及び同法第9条)
 - ロ 炭鉱労働者離職証明書の写、又は炭鉱離職者離職職証明書の写(炭鉱離職者臨時措置法施行規則第1条及び第2条)
 - ハ 当該事業主の証明書
 - ニ イからハに掲げるもののほか、炭鉱離職者であることを証明するに足りる書面
- (2) 入居資格収入基準の判定に当たって再就職先が決定している者については、再就職先からの見込収入による証明で認定できること。また、収入が少ない者に対しては、公営住宅法施行令第5条第項1項括弧書きの規定の適用を考慮すること。

3 家賃及び敷金の減免について

収入が減少することにより生活に困窮する世帯に対しては、減免制度の適用について配慮すること。

4 市町村等との連携について

入居申し込みに対し道営住宅で対応できない場合は、関係機関との連携を密にし、市町村公営住

宅や移転就職者用宿舍(雇用促進住宅)等の公的住宅への入居に配慮すること。

5 入居状況等の報告について

当分の間、炭鉱離職者の入居申し込み及び入居状況について、別紙2により、毎月7日までに前月末におけるその状況を住宅課長まで報告すること。

6 その他

- (1) この通知による取り扱いの解除については、文書で指示する。
- (2) 道営住宅の対応については、管理業務を委託している市町村等にも徹底を図ること。

(住宅課住宅管理室住宅管理係)

住宅第 1579 号
平成元年10月6日

各支庁長 殿

住宅都市部長

炭鉱離職者が道営住宅に入居を希望する 場合の取扱いについて

このことについては、昭和62年8月4日付け住宅第1052号をもって取扱いを通知しているところですが、御承知のとおり北炭幌内鉱(三笠市)が9月29日閉山し全従業員1,089名が職を失う事態となりました。

これに伴い、今後、離職者が再就職などのため、各地に移転することが予想され、就職先とともに移転先での住宅の確保が大きな課題とされています。

つきましては、このような事情を考慮し、前記通知を道営住宅管理業務の委託先にも徹底し、適切に運用して下さい。

なお、管内市町村に対しても公営住宅の優先入居の実施等について特段の配慮をされるよう要請願います。

(住宅課住宅管理係)

住宅第 123 号
平成2年4月11日

各支庁長 様

住宅都市部長

炭鉱離職者が道営住宅に入居を希望する場合の取扱い

このことについては、昭和62年8月4日付け住宅第1052号をもって取扱いを通知しているところですが、御承知のとおり三菱石炭鉱業所株式会社南大夕張炭鉱(夕張市)が3月29日閉山し、1,000人余の従業員が最終職等のため各地に移転することが予想され、就職先とともに移転先での住宅の確保が大きな課題とされています。

つきましては、このような事情を考慮し、前記通知を道営住宅管理業務の委託先にも周知し、適切に運用して下さい。(通知文中の5の入居状況は、当課への報告の必要はありませんので各支庁において把握しておいて下さい。)

なお、管内市町村に対しても公営住宅の優先入居の実施について特段の配慮をされるよう要請願います。

(住宅課住宅管理係)

住宅第 899 号
平成4年9月29日

各支庁長 様

住宅都市部長

炭鉱離職者が道営住宅に入居を希望する場合の取扱い等 について

このことについては、昭和62年8月4日付け住宅第1052号及び平成2年4月11日付け住宅第123号をもって、取扱いを通知しているところですが、御承知のとおり三井石炭鉱業(株) 芦別鉱業所(芦別市)が9月28日閉山し、400人余の従業員が再就職等のため各地に移転することが予想され、就職先とともに移転先での住宅の確保が大きな課題とされています。

つきましては、このような事情を考慮し、前記通知を道営住宅管理業務の委託先にも周知し、適切に運用されるよう配慮願います。(通知文中の5の入居状況は、当分の間、当課への報告の必要はありませんので各支庁において把握願います。)

なお、貴管下市町村に対しても公営住宅における優先入居の実施について特段の配慮をされるよう要請願います。

(住宅課住宅管理係)

住宅第 1453 号
平成6年1月31日

各支庁長 様

住宅都市部長

炭鉱離職者が道営住宅に入居を希望する場合の取扱い等 について

このことについては、昭和62年8月4日付け住宅第1052号、平成元年10月9日付け住宅第1579号、平成2年4月11日付け住宅第123号及び平成4年9月29日付け住宅第899号をもって通知しているところですが、御承知のとおり住友石炭赤平鉱(赤平市)が2月25日閉山し、370人余の従業員が再就職等のため各地に移転することが予想され、就職先とともに移転先での住宅の確保が大きな課題とされています。

つきましては、このような事情を考慮し、前記通知を道営住宅管理業務の委託先にも周知し、適切に運用されるよう配意願います。(通知文中の5の入居状況は、当分の間、当課への報告の必要はありませんので各支庁において把握願います。)

なお、貴管下市町村に対しても公営住宅における優先入居の実施について特段の配慮をされるよう要請願います。

(住宅課住宅管理係)